



## 令和5年度第2回県西地区保健医療福祉推進会議 資料6

# 令和5年度の病床整備事前協議について ～対象地域、申出受付期間及び公募条件について～

- 1 事前協議の目的
- 2 令和5年4月1日時点の既存病床数について
- 3 地域医療構想調整会議での意見聴取結果について
- 4 事前協議の対象地域、申出受付期間及び公募条件（案）について
- 5 今後のスケジュールについて

# 1 事前協議の目的

- 病床整備事前協議は、二次保健医療圏の実情や圏域特性を考慮し、病床（療養病床及び一般病床）の機能別整備を進め、神奈川県保健医療計画の着実な推進を図り、良好な医療提供体制の確保に寄与することを目的とする。
- 当該年の4月1日時点の既存病床数が基準病床数を下回る二次保健医療圏については、必要に応じて病院の開設、増床に関して病院開設予定者からの事前協議を実施する。

## 2 令和5年4月1日時点の既存病床数について

令和5年7月28日開催  
第2回保健医療計画推進会議資料

### <療養病床及び一般病床>

二次保健医療圏	基準病床数	既存病床数	差引
	A	B	B - A
横浜	23,993	23,608	△385
川崎北部	3,796	4,115	319
川崎南部	4,189	4,776	587
相模原	6,545	6,302	△243
横須賀・三浦	5,307	5,098	△209
湘南東部	4,064	4,417	353
湘南西部	4,635	4,638	3
県央	5,361	5,333	△28
県西	2,809	3,092	283
合計	60,699	61,379	680

※ 既存病床数には、昨年度までの事前協議承認分、医療法第7条第3項の許可を要しない診療所として決定された分を含んでいます。

### 3 地域医療構想調整会議での意見聴取結果について

- 基準病床数に比べて既存病床数が不足している4つの二次保健医療圏では、その状況が事前協議の対象とするに足るものであるか否か等について、地域医療構想調整会議（地区保健医療福祉推進会議）において意見聴取した結果、次のとおりであった。

二次保健医療圏	実施の要否	主な意見
① 横浜	実施する	特に意見なく、事務局案が承認された。
② 相模原	実施しない	<ul style="list-style-type: none"><li>・昨今の建築費の高騰、医療従事者の確保に向けた課題を踏まえると増床は困難</li><li>・新たに病床を整備するよりも休棟中の病床の精査が先ではないか</li><li>・昨年度に81床を配分したが、これにより地域にどのような影響を与えるのかの確認も必要</li><li>・8次計画に向けて基準病床数を見直すことから、その中で相模原地域の病床の検討を行うべき</li></ul>
③ 横須賀・三浦	実施する	<ul style="list-style-type: none"><li>・中小病院は人材が不足しており、休床病床の再稼働もできない状況</li><li>・休床病床について、何年も稼働できていないなら返上することも考える必要がある。この地域は回復期が明らかに足らず他地域に流出しているため、地域完結のために回復期の整備を検討すべき。</li></ul>
④ 県央	実施する	<ul style="list-style-type: none"><li>・不確定であるが、手上げを希望したいという要望が地区病院協会にあった。</li><li>・手上げの希望があれば、公募する方向で良いのではないかと</li></ul>

## 4 事前協議の対象地域、申出受付期間及び公募条件（案）について

### ○ 対象とする二次保健医療圏及び病床数

地域医療構想調整会議等の協議結果を踏まえ、令和5年度の事前協議の対象地域は、次の二次保健医療圏及び病床数としたい。

事前協議対象 二次保健医療圏	基準病床数 A	既存病床数 B	過不足数 C=B-A	事前協議 病床数
横 浜	23,993	23,608	△385	385
横須賀・三浦	5,307	5,098	△209	209
県央	5,361	5,333	△28	28
計	34,661	34,039	△622	622

## 4 事前協議の対象地域、申出受付期間及び公募条件(案)について

### ○ 病院開設等の申出受付期間について

申出受付期間は、令和5年10月6日から同年11月30日としたい。

申出資格は、病院等の開設者又は開設予定者

### ○ 公募条件について

- ・ 事前協議を実施する地域の公募条件は、別紙1、2、3のとおり。

## 5 今後のスケジュールについて

- 令和5年10月6日～11月30日 申出受付期間（公募）
  - 公募終了後
    - ・ 令和6年1～2月 配分可否の審査  
（地域医療構想調整会議、保健医療計画推進会議での意見聴取）
    - ・ 令和6年3月 第2回医療審議会への報告
- ⇒ 知事が審査結果を決定



**説明は以上です。**